

様式 1 公表されるべき事項

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(法人番号2020005008480)
の役職員の報酬・給与等について(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当機構の主要事業は技術開発マネジメントである。役員報酬水準を検討するにあたっては、当機構と同様に技術研究開発を担う国立研究開発法人のほか、国家公務員指定職や常勤職員数で当機構と比較的同等と認められる民間企業の役員報酬水準を参考にした。

①類似の国立研究開発法人(産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構)・・・当該法人は当機構と同様に技術研究開発を担う国立研究開発法人である。これらの法人の年間報酬額の平均を公表対象年度の役員報酬規程より推計すると、法人の長は、約2,300万円、副理事長は約1,900万円、理事は約1,700万円、監事は約1,500万円である。

②事務次官、局長の年間報酬額・・・事務次官 約2,500万円、本省局長 約1,900万円
*人事院「給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント(令和7年8月)」より抜粋

③職員数が1,000人以上3,000人未満の民間企業の役員の年間報酬額・・・副社長 約3,900万円、専務取締役 約3,300万円、常務取締役 約2,500万円、専任取締役 約2,100万円
*人事院「令和5年度 民間企業における役員報酬(給与)調査」より抜粋

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

前年度に在籍した常勤役員に対し、月例支給額(基本俸給)・諸手当・賞与とは別に、前年度の業績評価に応じた業績給を支給している。(平成15年の独立行政法人設立時に制度を導入)

理事長及び監事については主務大臣が決定する業績評価を反映し、副理事長及び理事については理事長が決定する役員個人毎の業績評価を反映しており、業績給の算定方法は以下のとおりとなっている。

○算定方法:

月例支給額(基本俸給)×支給係数(316/100)×評価割合(※)
×在籍期間割合＝業績給

(※)S(2.0)、A(1.5)、B(1.0)、C(0.5)、D(0)の5段階

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長
副理事長
理事
監事

【常勤役員の報酬基準】

常勤役員の報酬は、月例支給額(基本俸給)・特別都市手当(月例支給額(基本俸給)の16%)・職務手当・通勤手当・賞与・業績給から構成されている。

○役職別の月例支給額(基本俸給)・職務手当

	月例支給額	職務手当
理事長	1,037,000円	月例支給額の16.9%
副理事長	949,000円	月例支給額の15.4%
理事	845,000円	月例支給額の14.1%
監事	725,000円	月例支給額の15.1%

○賞与

賞与基礎額(月例支給額(基本俸給)+特別都市手当+職務手当)×
166.2/100(6月81.7/100、12月84.5/100)×在籍期間割合
により算出した額

○業績給

前年度に在籍した常勤役員に対し、
月例支給額(基本俸給)×支給係数(316/100)×評価割合(※)
×在籍期間割合
(※)S(2.0)、A(1.5)、B(1.0)、C(0.5)、D(0)の5段階
により算出した額を支給

【令和7年度における改定内容】

○令和7年の人事院勧告等を踏まえ、賞与支給割合の引上げを令和7年度に実施。

(改定前163.4/100 → 令和7年度166.2/100)

○令和7年の人事院勧告等を踏まえ、業績給の支給係数の引上げを令和7年度に実施。

(改定前313/100 → 改定後316/100)

監事(非常勤)

【非常勤役員の報酬基準】

非常勤役員の報酬は、役員報酬規程において月額40万円又は日額5万円と規定している。

【令和7年度における改定内容】

改定なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 21,987	千円 16,538	千円 5,449	千円 ()			
副理事長	千円 19,928	千円 14,963	千円 4,965	千円 ()			◇
理事A	千円 9,568	千円 6,116	千円 3,406	千円 46 (通勤手当)		令和7年 9月30日	※
理事B	千円 9,609	千円 6,116	千円 3,406	千円 87 (通勤手当)		令和7年 9月30日	
理事C	千円 10,103	千円 6,596	千円 3,471	千円 36 (通勤手当)		令和7年 9月30日	◇
理事D	千円 17,733	千円 13,192	千円 4,400	千円 141 (通勤手当)			◇
理事E	千円 17,786	千円 13,192	千円 4,400	千円 194 (通勤手当)			※
理事F	千円 6,955	千円 6,596	千円 279	千円 80 (通勤手当)	令和7年 10月1日		
理事G	千円 7,604	千円 6,596	千円 929	千円 79 (通勤手当)	令和7年 10月1日		◇
理事H	千円 7,022	千円 6,596	千円 279	千円 147 (通勤手当)	令和7年 10月1日		※
監事A	千円 15,470	千円 11,406	千円 3,789	千円 275 (通勤手当)			
監事B (非常勤)	千円 4,800	千円 4,800	千円	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長
副理事長
理事
監事
監事(非常勤)

当機構の役員は、我が国最大級の技術開発推進機関としての責務を担うため、研究開発成果の最大化に向けてエネルギー・環境及び産業技術開発関連業務をはじめとする法人の業務運営に中核的に関与するとともに、中長期目標を達成するための基本的な業務運営方針を立案することを職務としている。また政府の政策との整合性を確保しつつ業務運営の企画立案及び調整を行い、その実現に向けて、理事長を中心とした役割分担の下、法人の職員の業務執行を適切に総括するとともに、自らも国内外の民間企業・大学や政府関係機関の幹部と折衝や交渉を行うことも職責としている。

当機構は、こうした職務内容及び成果に対する報酬として、同様の職務を担うことが想定される複数の国立研究開発法人の役員、国家公務員指定職(事務次官、局長級等)や民間企業役員の報酬と比較考慮したうえで決定しており、妥当な報酬水準であると考えます。

【主務大臣の検証結果】

当該機構は、我が国のエネルギー・環境、産業技術に係る技術開発を推進する枢要な法人であり、理事長をはじめとする役員には当該機構の運営を担うために必要な識見、能力が求められ、そのような優秀な人物を迎えていることから、それに見合った適切な処遇が必要である。

また、役員報酬には、業績評価が反映される制度となっており、令和7年度の役員報酬についても、その結果を反映したものであり適正であると認める。

当該機構においては、役員報酬の支払いの基準について、国家公務員・民間企業の報酬等を考慮するなど、適正確保に向けた取組を行っており、経済産業省としてもそうした取組を促しつつ、支払水準の適正性について注視していく。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
理事A	4,128	4	0	令和7年 9月30日	1.0	※
理事B	4,128	4	0	令和7年 9月30日	1.0	

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
理事A	令和7年度の評価結果が確定していないため、業績勘案率を暫定で1.0とした。 評価結果確定後に業績勘案率の決定を行う。
理事B	令和7年度の評価結果が確定していないため、業績勘案率を暫定で1.0とした。 評価結果確定後に業績勘案率の決定を行う。

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

前年度に在籍した常勤役員に対し、月例支給額(基本給)・諸手当・賞与とは別に、前年度の業績評価に応じた業績給を支給している。(平成15年の独立行政法人設立時に制度を導入)

引き続き、業績を適切に処遇に反映させるため現行制度を運用していく。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当機構職員の給与水準を検討するにあたっては、当機構と同様に技術開発を担う国立研究開発法人のほか、国家公務員や令和7年職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(従業員数500人以上)・職種別平均支給額を参考にした。

なお、支給実績より当機構の令和7年度の平均給与月額は429千円である。

①類似の国立研究開発法人(産業技術総合研究所、物質・材料研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、宇宙航空研究開発機構)・・・当該法人は当機構と同様に技術研究開発を担う国立研究開発法人である。各法人の令和6年度給与水準公表資料から令和7年度の平均給与月額は497千円と推定される。

②国家公務員・・・令和7年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は、414千円となっている。

*「国家公務員給与の実態」(令和7年8月)より抜粋

③職種別民間給与実態調査において、当機構と同等の規模や職種の大学卒の令和7年4月の平均支給額は477千円となっている。

※「平均給与月額」は、俸給及び諸手当(通勤手当及び超過勤務手当等の実費弁償的又は実績支給である給与は含まない)の合計額。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当機構は、人事評価制度により、毎年度個人が設定する目標の達成度及び職務活動に求められる行動の発揮度に基づいて決定した総合評価結果を、賞与の支給率や昇給幅に反映している。

③ 給与制度の内容

職員給与規程において、職員の給与区分は、俸給、諸手当(扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、特別勤務手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、プロジェクトマネジメント手当)、及び賞与としている。

なお、賞与の構成は以下のとおり。

賞与基礎月額(俸給+扶養手当+特別都市手当額+広域異動手当額+職務加算額+管理職加算額)×支給係数(6月:230.0/100、12月:235.0/100)×評価係数(職員の人事評価に応じた係数)×在籍期間割合により算出した額。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和7年度の人事院勧告等を踏まえ、賞与支給係数の改定(改定前460/100→令和7年度以降465/100)及び職務手当(月額)の加算(部長・課長・主幹51,800円、主査・主任10,000円)を令和7年度に実施。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):1,640人
注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数
うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):1,073人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当等	
常勤職員	人 573	歳 46.5	千円 7,251	千円 5,711	千円 97	千円 1,540
事務・技術	人 340	歳 41.2	千円 9,165	千円 6,570	千円 164	千円 2,595
研究開発等専門職員	人 233	歳 54.1	千円 4,458	千円 4,458	千円 0	千円 0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員、再雇用職員及び非常勤職員を除く。
注2:常勤職員の区分中の医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

在外職員	人 8	歳 43.1	千円 22,166	千円 19,944	千円 0	千円 2,222
------	--------	-----------	--------------	--------------	---------	-------------

任期付職員	人 465	歳 59.1	千円 4,956	千円 4,168	千円 184	千円 788
事務・技術	人 465	歳 59.1	千円 4,956	千円 4,168	千円 184	千円 788

注:任期付職員の区分中の研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

再雇用職員	人 13	歳 63.3	千円 5,473	千円 4,939	千円 217	千円 534
事務・技術	人 13	歳 63.3	千円 5,473	千円 4,939	千円 217	千円 534

注:再雇用職員の区分中の研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

非常勤職員	人 1	歳 64.5	千円 4,843	千円 4,399	千円 67	千円 444
事務・技術	人 1	歳 64.5	千円 4,843	千円 4,399	千円 67	千円 444

注:再雇用職員の区分中の研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

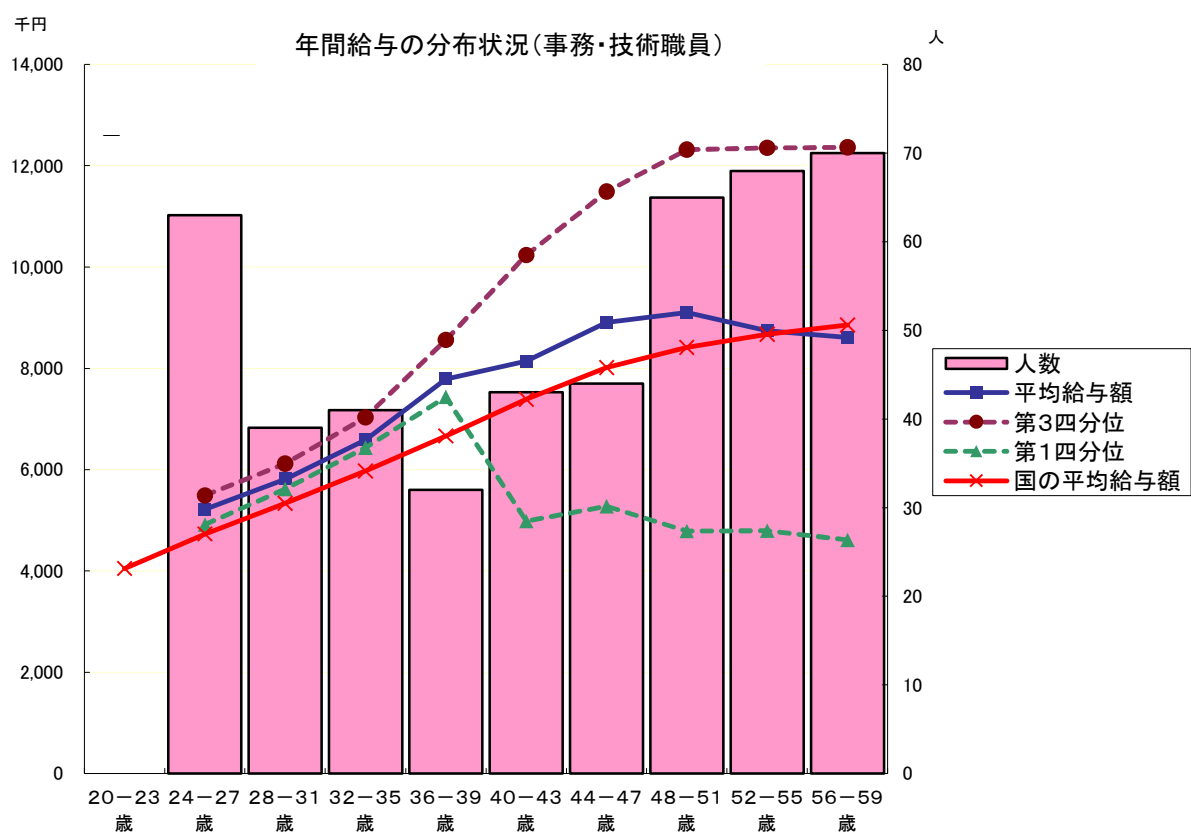
②-2 職種別支給状況(年俸制適用者)

常勤職員	人 14	歳 61.5	千円 7,999	千円 6,320	千円 160	千円 1,679
事務・技術	人 14	歳 61.5	千円 7,999	千円 6,320	千円 160	千円 1,679

注:常勤職員の区分中の研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員)については、該当者がいないため記載を省略した。

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を除く。
注2:「年間給与額」は、時間外手当を除く給与の額

③ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:②の年間給与額から通勤手当等を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

④ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
部長級	34 人	55.4 歳	14,063 千円	16,860 ～ 12,195 千円
課長・主幹級	100	50.8	11,835	13,186 ～ 9,617
主査級	66	44.0	8,735	10,174 ～ 7,231
主任級	91	32.5	6,381	7,724 ～ 5,393
主事級	182	43.6	4,897	6,349 ～ 4,453

⑤ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		66.5	66.4	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		33.5	33.6	33.6
一般職員	最高～最低	%	%	%
		39.1 ～ 30.0	39.1 ～ 30.0	39.1 ～ 30.0
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		67.4	67.4	67.4
一般職員	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
		32.6	32.6	32.6
	最高～最低	%	%	%
		39.1 ～ 17.6	39.1 ～ 17.6	39.1 ～ 17.6

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務職員・技術職員

項目	内容																				
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 106.3 ・年齢・地域勘案 106.9 ・年齢・学歴勘案 105.1 ・年齢・地域・学歴勘案 106.6																				
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	【法人の検証結果】 1. 学歴要因 当機構は技術的知見を駆使した専門性の高い技術開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める高学歴者の割合が国家公務員に比べて高いことが、対国家公務員指数を引き上げる一因となっている。 ・大学卒以上の割合・・・国:約65%※1 < 当機構:約86% ・学歴を考慮せずに平均給与額を比較した指数:106.3 ・学歴を考慮して平均給与額を比較した指数 :105.1(△1.2) ※1(参考文献)人事院「令和7年国家公務員給与等実態調査」 2. その他要因 国家公務員は、相対的に給与の高い本府省に勤務する職員割合が低い状況であるのに対し、当機構は本部に勤務する職員の割合が高いことが、対国家公務員指数を引き上げている一因となっている。 ・本府省(本部)に勤務する職員の割合 国:約29% < 当機構:100% <行政職俸給表(一)の組織区分別平均給与月額、人員構成比、平均年齢> <table><tr><th></th><th>本府省</th><th>管区機関</th><th>府県単位機関</th><th>その他の地方支分部局</th></tr><tr><td>平均給与額</td><td>461,808円</td><td>413,950円</td><td>394,257円</td><td>385,263円</td></tr><tr><td>平均年齢</td><td>40.2歳</td><td>43.6歳</td><td>43.3歳</td><td>41.8歳</td></tr><tr><td>人員構成比</td><td>28.6%</td><td>23.0%</td><td>14.5%</td><td>30.9%</td></tr></table> (参考文献)人事院「国家公務員給与の実態(令和7年8月)」		本府省	管区機関	府県単位機関	その他の地方支分部局	平均給与額	461,808円	413,950円	394,257円	385,263円	平均年齢	40.2歳	43.6歳	43.3歳	41.8歳	人員構成比	28.6%	23.0%	14.5%	30.9%
	本府省	管区機関	府県単位機関	その他の地方支分部局																	
平均給与額	461,808円	413,950円	394,257円	385,263円																	
平均年齢	40.2歳	43.6歳	43.3歳	41.8歳																	
人員構成比	28.6%	23.0%	14.5%	30.9%																	
給与水準の妥当性の 検証	【令和7年度支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 99.9% ・国からの財政支出額 36,901億円 ・支出予算の総額 36,922億円 【累積欠損額(令和6年度決算)】 567億円 【当機構の管理職の割合】 12.8%(常勤職員数1622名中208名) ・国の管理職割合 17.0%※2 ※2(参考文献)人事院「令和7年国家公務員給与等実態調査」 【大卒以上の高学歴者の割合】 86%(常勤職員数1622名中1397名) ・大学院卒以上の割合 当機構:約36% > 国:約8.7%※3 ※3(参考文献)人事院「国家公務員給与の実態」(令和7年8月) 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合】 1.0% ・支出総額(令和6年度決算) 14,928億円 ・給与・報酬等支給総額(令和6年度決算) 97億円																				

給与水準の妥当性の検証	(法人の検証結果) 当機構は技術的知見を駆使した専門性の高い研究開発マネジメント業務を実施していることから、職員に占める大学卒以上の割合が国家公務員における割合と比べても高く、大学院修了以上の者の割合をみると大幅に高くなっている。 また、職員の多くが本部勤務となっており、国家公務員における本府省勤務の割合と比べても高くなっている。 これらを踏まえれば、对国家公務員指数が100を超えているものの、給与水準は適切であると考えられる。 当機構の支出予算の総額に占める国からの財政支出は約99.9%と高い割合を占めているが、当機構が実施している事業は、日本の産業競争力強化、エネルギー・地球環境問題の解決のための産業技術開発事業等であり、国からの財政支出によって実施されることを前提としたものである。 欠損金については、基盤技術研究促進事業(政府出資金を原資とした技術開発委託事業:会計処理上、欠損金が不可避に生じる)によるもののみである。同事業は、平成25年度に終了しており、今後、欠損金は増えることはない。また、委託先に対し売り上げ等の納付を慫慂するなどして累積欠損金の縮減を図ることとしている。
講ずる措置	(主務大臣の検証結果) 令和7年度对国家公務員指数は106.3ポイントと100ポイントを超えているところ、当機構は、技術的知見を駆使した専門性の高い研究開発マネジメント業務を実施しているため、技術系を中心とする修士・博士修了者が必要との要因を踏まえれば、現在の給与水準はやむを得ないと考えられる。 当機構は今後も政府の方針を踏まえつつ給与水準の適正化に努めることとしており、当省としてもその取組を促しつつ、給与水準の適正性について注視していく。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合) ○22歳（大卒初任給） 月額:269,500円 年額:448万円 ○35歳（課長代理級） 月額:444,510円 年額:736万円 ○50歳（課長級） 月額:682,220円 年額:1,142万円 ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき11,000円)を支給
--

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当機構は、人事評価制度により、毎年度個人が設定する目標の達成度及び職務活動に求められる行動の発揮度に基づいて決定した総合評価結果を、賞与の支給率や昇給幅に反映している。 引き続き、業績を適切に処遇に反映させるため現行制度を運用していく。
--

III 総人件費について

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,127,622	千円 9,698,022	千円 10,434,920	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 213,847	千円 365,260	千円 67,533	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 172,917	千円 190,361	千円 173,274	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,296,335	千円 1,384,726	千円 1,432,984	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 10,810,720	千円 11,638,369	千円 12,108,712	千円	千円

注:端数処理の関係上、合計額が一致しない場合がある。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」、「福利厚生費」に関する主な増減要因
令和7年度人事院勧告等を踏まえた給与等の改正に加え、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業の積み増し等、業務量の拡大に対応するにあたり、任期付職員等を増員したことによって支給額が増加した。

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

令和7年度における定年年齢は62歳である。60歳の誕生日以後の最初の4月1日に役職定年となり、給与水準は役職定年前の7割水準となる。
定年を超えた職員について、65歳までの再雇用の制度あり。

V その他

特になし。